## 議案第4号

大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定す る。

令和5年5月31日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大網白里市国民健康保険税条例(昭和35年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「22万円」に改める。

第21条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「535,000円」に改める。

第21条の2中「第22条の2」を「第22条の2第1項」に改める。

第22条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)」に改める。

附則第2項中「第21条第1項」を「第21条」に、「同条中」を「同条第 1項中」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第 21条第1項の」を「第21条の」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の大網白里市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。